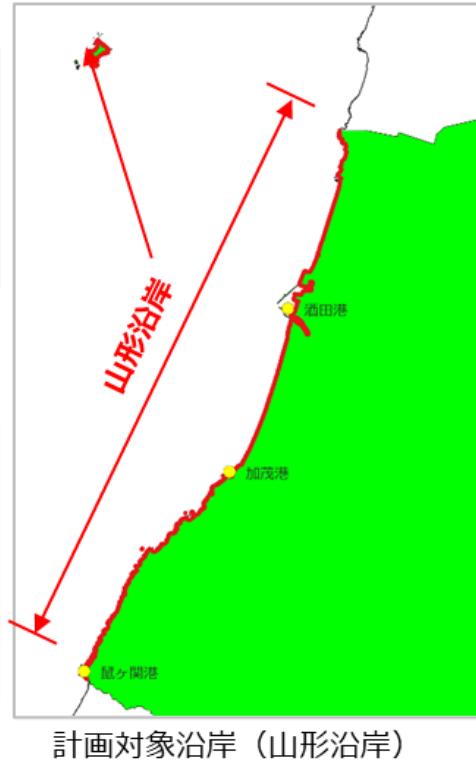


山形沿岸海岸保全基本計画の変更（案）の概要

◆ 海岸保全基本計画とは

- 海岸法に基づき、国が定めた『海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針（以下「海岸保全基本方針」という。）』に基づいて、知事が策定する計画。
- 自然的特性や社会的特性を踏まえた沿岸の長期的な在り方と海岸の防護・環境・利用に関する取組み、及び海岸保全施設の整備についての基本的な事項を、地域の意見等を反映して作成するもの。
- 山形沿岸では、平成15年12月に当初計画を策定、その後、海岸法の一部改正を踏まえ、平成28年4月に「海岸の防災・減災対策の強化」や「海岸の適切な維持管理の確保」を盛り込んだ変更計画を策定（現計画）。



◆ 海岸保全基本計画の変更の必要性

- 近年、全国的にも、異常気象に伴う災害が頻発しており、将来的にも地球温暖化が進行することが予測されていることから、異常気象の異なる激甚化や発生頻度の増加等が懸念される。
- 国では、令和元年10月～令和2年6月にかけ気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会を開催し、海岸保全に影響する気候変動の現状と予測、海岸保全に影響する外力の将来変化予測、今後の海岸保全対策などについて、令和2年7月に『気候変動による影響を考慮した対策への転換』として検討会から提言を受けている。
- 令和2年11月に、海岸法第2条の2第1項の規定に基づく『海岸保全基本方針』が変更された。
- これに基づき、本県でも「海岸保全基本計画」を見直す必要が生じた。

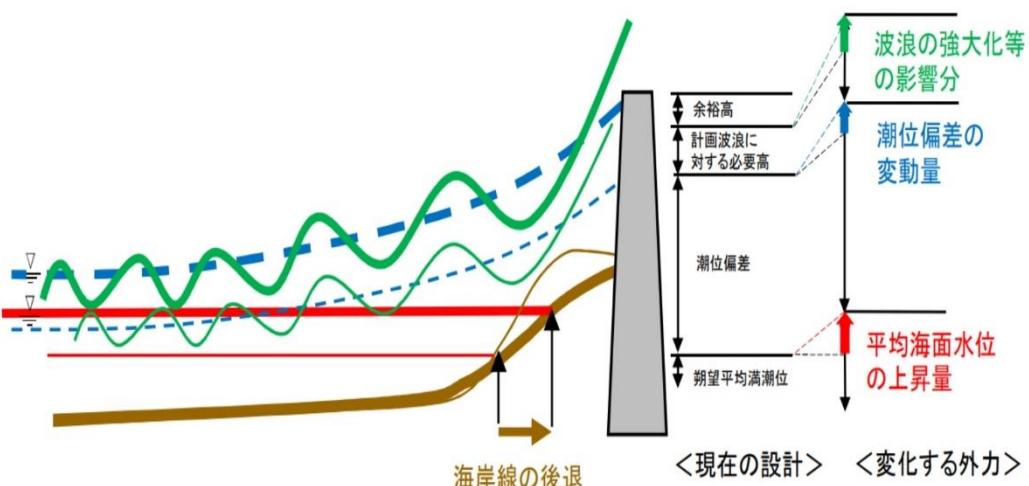
◆ 気候変動を踏まえた計画変更のポイント

- 海岸保全基本方針に基づき、気候変動による影響を明示
- 現時点の最新の知見から、2°C上昇シナリオ（2100年時点）に基づき算定した将来外力に対する防護水準を設定
- 気候変動を踏まえ新設又は改良が必要となる施設を計画へ追加

◆ 海岸保全基本計画の変更

「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」(R2.7)

- 気候変動による影響を考慮した対策への転換を提言



気候変動影響の将来予測

	将来予測
波浪	・波高の平均は下がるが極値は上がる ・波向きが変わる
高潮時の潮位偏差	・極値は上がる
平均海面水位	・上昇する
海岸侵食	・砂浜の6割～8割が消失

海岸保全基本方針
(主務大臣策定)
令和2年11月20日変更

※ 気候変動の現状と予測、海岸保全に影響する自然の変化や今後の対策について議論がなされた

山形沿岸の海岸延長及び海岸管理者

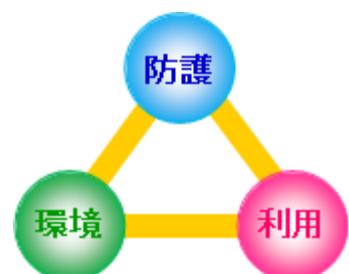
所管省庁	海岸線延長(km)	海岸保全区域延長(km)	海岸管理者
国土交通省（水・国土局）	68.8	49.1	知事（海岸管理者）
国土交通省（港湾局）	34.8	10.7	知事（港湾管理者）
水産庁	31.0	12.3	知事（漁港管理者）、鶴岡市長、遊佐町長
合計	134.6	72.1	

「海岸保全基本計画」の変更にあたり、

『山形沿岸海岸保全基本計画検討委員会』を組織

【検討委員会メンバー】

- 海岸に関し学識経験を有する者
 - 漁業関係者
 - 観光・地域づくりに関する有識者
 - 市民団体・NPO
- ※すべて外部委員



【変更内容】

- 気候変動の影響を踏まえた施設計画（必要な護岸高さ等）
- ハード・ソフト一体の対策

海岸保全基本計画
(山形県知事策定)
**令和7年度末
変更予定**

山形沿岸海岸保全基本計画の変更（案）の概要

序章 山形沿岸の海岸の保全に関する基本理念

※黒文字は現計画、赤文字は今回の計画変更の主なポイント。

「庄内砂丘と松林に支えられた暮らしを守り、鳥海山を望む美しい景観を生かした賑わいのある海岸を創出し次世代に継承するために」

第1章 海岸の保全に関する事項

（1）海岸の現況及び保全の基本的方向に関する事項

○海岸の現況

- ・気象、海象、海岸災害、海岸環境等の自然に関する内容のほか、平成23年の東日本大震災を踏まえた津波対策の考え方、海岸ごみや海岸の利用に関する現況を記載。

○海岸保全の基本的方向：長期的あり方

- 防護：津波、侵食、越波等から住民の暮らしを防護。海岸保全施設の機能の維持管理を実施。

気候変動を考慮した海岸保全施設の整備。予測を重視した順応的砂浜管理の推進。

- 環境：美しい自然景観と多様な支援環境を保全。地域との連携による海岸管理の充実。

- 利用：多様なレクレーションの適正な利用。安全・安心な海岸利用の啓発、海岸愛護に係る取組を支援。

（2）海岸の防護に関する事項

○防護すべき地域 = 設定した防護水準を満足できない地域

○防護水準 [ハード・ソフト対策の考え方]

<越波>

- ・**2100年時点で想定される海面上昇量や潮位偏差・計画波浪の増加率等から設定した**波の打ち上げ高に対し、背後の国土・人命・財産等の安全を確保。
- ・護岸の嵩上げ改良、消波工、離岸堤等の整備、又はこれらの組み合わせ等、複数のケースで波の打ち上げ高を予測し、地区海岸ごとの特性に応じて、最適なケースを選定し整備を進める。

<海岸侵食>

- ・現状の砂浜を確保。
- ・砂浜の継続的なモニタリングによる変動傾向の把握・予測と効果検証による対策への反映を実施。

<津波>

- ・**2100年時点で想定される海面上昇量から設定した**設計津波に対し、背後の国土・人命・財産等の安全を確保。
- ・各地区の海岸管理者は、気候変動を考慮したより詳細な津波シミュレーションを実施し、対策の必要性を判断。

<維持管理>

- ・既存施設の老朽化に対し「長寿命化計画」を策定し適切な維持管理に努める。

<ソフト対策>

- ・最大規模の津波等に対し、住民の命を守ることを最優先として、津波防災地域づくりに関する法律に基づき関係機関と連携して地域防災力の強化に取り組む。

（3）海岸環境の整備及び保全に関する事項

- ・山形沿岸の貴重な自然環境に配慮し、自然と調和する工法による施設整備を実施する。
- ・山形沿岸は沿岸域全体が多様な生態系を有しており、生物の生息・生育環境に配慮した構造物の導入について積極的に検討していく。
- ・海岸管理者、地域住民、沿岸市町などの関係者が連携・協力しながら海岸美化を推進するとともに、海岸愛護に対する全県的な意識醸成による環境と共生した地域づくりを推進する。

（4）海岸における公衆の適正な利用に関する事項

- ・海岸の適正な利用を促すため、必要に応じて利便施設の整備を行う。
- ・市町の津波からの避難計画等に留意し、避難施設の機能を有した施設の整備を行う。
- ・各種団体と連携し、海に親しむ活動や防災・環境学習活動等を支援する。

（5）沿岸のゾーニング

- ・沿岸の海岸地形や背後地の利用形態などから、山形沿岸を7つのゾーンに分け、ゾーン毎の将来の保全の方向性を定めた。

（6）その他重要事項

- ・海岸保全施設の整備において、砂防林整備、道路整備等と連携を図っていく。
- ・海浜の侵食・堆積に大きな影響を与える河川、森林等について流域における多様な関係機関と土砂管理について連携を図っていく。
- ・沿岸市町と連携して「津波防災地域づくり」を推進していく。
- ・海岸事業の実施にあたり、地域住民の積極的な参画を得るための取り組みを実施する。
- ・本計画は社会情勢等の変化、**気候変動の影響に関する見込みの変化**に応じて適宜見直しを行う。

第2章 海岸保全施設の整備と維持管理に関する事項

- ・「海岸保全施設整理表」に海岸保全区域毎の施設の種類、規模等を掲載し、その維持または修繕の方法を記載して海岸保全施設の整備と維持管理の実施内容を定めた。
- ・今回見直した設計外力に対して、現時点で施設高が不足する地区海岸、背後地の利用状況に関する内容を追加。

計画変更スケジュール

- ・～R6気候変動を考慮した計画外力の検討
- ・R7.9.22第1回検討会
- ・R7.11.20第2回検討会
- ・パブリックコメント実施（R7.12.19～R8.1.19）
- ・関係市町村長、関係海岸管理者への意見聴取
→年度内策定公表

海岸保全施設の整備計画附図 別紙

- ・海岸保全区域、既存施設・新設又は改良施設の位置、対策工等を表記